

在宅勤務検討のための試行（トライアル）の実施状況

久留米市では、職員のワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図るため、多様な働き方を構築する視点から在宅勤務を試行しています。

試行後、その効果や課題について検証等を行う予定です。

1 実施概要

本市の在宅勤務は、職員が通常の勤務場所から離れ、職員の自宅等において市が貸与するモバイルワーク端末を活用して勤務する方法により行っています。

2 在宅勤務時の勤務時間

原則として、通常の勤務時間である午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、職員が育児や介護を事由として、勤務時間又は休憩時間を変更することが必要な場合は、午前7時から午後10時までの範囲内で、割振りの変更が可能

3 試行期間

令和元年10月1日(火)から12月26日(木)まで ※土日・祝日を除く

4 試行の実施状況

現時点における実施状況は次のとおりです。

(1) 試行人数、試行件数

期間	試行人数、試行件数
10月1日～現時点	3名、5件（同一人物が3回実施）

(2) 試行者の所属等

所属	職位
市民文化部 文化財保護課	主任主事
健康福祉部 地域福祉課	主任主事
健康福祉部 長寿支援課	主事

計画案の作成、次年度予算編成の業務等を行っています。

(3) 試行者の声

- ・通勤に要する時間の活用や勤務時間の割り振り変更により、子の幼稚園の送迎や家事を行うことができた。
- ・通勤時間を家事にあてられるため、私生活でも有意義だった
- ・電話や来客を気にすることなく、集中して業務を進めることができた。
- ・事務の成果報告が必要であるため、通常よりもより意識を持つことができた。
- ・職場と電話やメールでのやり取りが頻繁に生じたため、職場側に迷惑をかけたと感じた。
- ・書類の送付作業を本庁勤務の職員にお願いすることになり、心苦しかった。